

平成 19 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 フリービット株式会社  
(コード番号3843：東証マザーズ)  
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
代 表 者 代表取締役社長 石田 宏樹  
問 合 せ 先 代表取締役副社長 田中 伸明  
電 話 番 号 03-5459-0522 (代表)  
(URL <http://www.freebit.com/>)

#### 第4回新株予約権発行に関する補足説明資料

当社は、本日開催の取締役会において、第4回新株予約権の発行およびファシリティ契約の締結を行うことについて決議いたしました。概要につきましては、本日付プレスリリース「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ（行使価額修正条項付）～新中期経営計画「SiLK VISION 2010 ver. 2.0」実現に向けた資金調達～」に記載しておりますが、株主および投資家の皆様によりご理解を頂くことを目的として、Q&A形式にて補足説明させていただきます。

<発行について>

Q1. : 今回の新株予約権発行の目的を教えてください。

A: この度の第4回新株予約権の発行は、新中期経営計画の実現に向け、自己資本の更なる充実による財務基盤の強化ならびに新たな成長資金の獲得を目的としております。今後、ISP 事業者の買収および提携投資ならびにブロードバンド化事業およびユビキタス化事業拡大のための事業資金および運転資金等の資金需要が発生した際に機動的に資金調達を実施する予定です。

Q2. : なぜこのタイミングで発行を決議したのですか？

A: 当社の財務状況、株価、市場環境等を総合的に勘案し決定いたしました。

Q3. : 本年8月の株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの買収に伴う借入金の返済に充てるのでしょうか？

A: 当該借入金については、買収した事業のキャッシュ・フローで返済できる見込みであり、今回調達する資金を充当する予定はありません。株式会社ドリーム・トレイン・インターネットの買収に伴う借入金 48 億円のうち、15 億円は返済済みであり、残り 33 億円については、金融機関各社と5年間の長期借入契約を結んでおります。

ご注意： この文書は、当社の第4回新株予約権の発行に関する補足説明のための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

Q4. : 現時点で、具体的な M&A の計画があるのでしょうか？

A: 今後の事業拡大施策の一環として、ISP 事業者の買収を想定しておりますが、現時点で、特定の M&A 案件を検討しているという事実はございません。

Q5. : 希薄化（ダイリューション）の影響はどのように考えたら良いのでしょうか？

A: 当社による行使可能通知（行使可能期間および行使可能個数を指定）が行われない限り、新株予約権者となる大和証券 SMBC 株式会社は権利行使ができない仕組み（但し、権利行使期間の最後の約 1 ヶ月間を除く）となっていることから、実際に希薄化が進捗するタイミングにつきましては、現時点で想定することは困難ですが、本新株予約権の行使の結果、発行される株式数の上限は、4,500 株と確定しておりますので、希薄化比率※は最大で 10.0%程度となります。

※希薄化比率＝発行される株式数の上限÷12月7日時点の当社発行済普通株式数

Q6. : 今回の新株予約権の発行により調達する資金の見込み額はいくらになるのでしょうか？

A: 本新株予約権の行使価額が将来の当社の株価動向によって変動するため、調達できる金額は、現時点では確定いたしません。発行時点では、新株予約権者となる大和証券 SMBC 株式会社より発行対価（約 23.7 百万円）を、その後は当社からの行使可能通知後における同社による権利行使の進捗に伴い権利行使代金を受領することになります。仮に、平成 19 年 12 月 7 日株価終値 421,000 円で全新株予約権が権利行使されたとしますと、発行対価および発行諸費用の概算額を勘案し、調達額は約 19.1 億円となる見込みです。

Q7. : 本新株予約権の発行に伴うコストはどの程度になるのでしょうか？

A: 本新株予約権の発行に際し、弁護士費用等の諸経費が 5 百万円程度発生しております。なお、第三者割当による発行ですので、引受・販売手数料は支払いません。

<スキームについて>

Q8. : 今回のファシリティ型新株予約権の特長を教えてください。

A: 本スキームでは新株予約権を第三者割当の方法により発行し、別途ファシリティ契約を割当予定先である大和証券 SMBC 株式会社と締結する予定です。これにより、契約期間中においては当該新株予約権について、当社による行使可能通知（行使可能期間および行使可能個数を指定）がなければ新株予約権

者は権利行使が行えないこととなります。従って、本スキームには、資金の需要状況、株式市場環境、当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、権利行使（希薄化・自己資本増強）の程度とタイミングを当社が行使可能通知を通じておおよそコントロールできるという特長があります。

Q9. : なぜ公募増資を選択しなかったのですか？

A: 公募増資には、機動的な資金調達を行うことが難しい点、一度に希薄化が発生し、マーケットインパクトが大きくなる可能性がある点等の特徴があると考えられます。一方、本スキームは第三者割当の方法により、機動的な発行が可能であること、権利行使が漸次進捗することが想定され、株式需給へのインパクトの分散が期待されること、当社株価が上昇した場合には、調達額が行使価額の上昇に応じて増加すること等の特長を有しており、当社のニーズにマッチした方法と考えております。

Q10. : なぜC B（転換社債型新株予約権付社債）を選択しなかったのですか？

A: 通常のC Bでは特に機関投資家等によりヘッジポジション（C B購入と株式売却の組み合わせ）が構築されるケースが多く、その場合には、C Bの転換が進まず、自己資本の増強が進捗し難い可能性があることが特徴と考えております。一方、本スキームは、通常のC Bとは異なり、株価の推移によって行使価額が修正される設計となっており、当社が必要と判断した場合に行使可能通知を行うことにより、株価水準を勘案しながら着実な自己資本の増強が期待できます。また、漸次権利行使されることにより、株式需給へのインパクトが分散されるものと想定しております。

Q11. : なぜM S C B（転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債）を選択しなかったのですか？

A: 一般的に、M S C Bは機動的な発行が可能で、発行時点で資金調達が完了するという特長がある一方で、割当先の裁量により権利行使が行われるため、株価下落局面においては、想定以上の希薄化が生じる可能性が懸念されます。一方、本スキームは新株予約権の行使の結果、発行される株式数の上限は確定していること、ならびに当社が行使可能通知を通じて行使タイミングをおおよそコントロールすることが可能であること等により、希薄化に配慮した設計となっております。

Q12. : 割当先として大和証券 SMBC 株式会社を選定した理由を教えてください。

A: 同社とは、資金調達に関する初期検討の段階から、協議・検討を重ねてきた経緯があり、また、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していることから、既存株主、株価への影響等に配慮しつつ自己資本の拡充を図りたいという当社のニーズを実現するためには、同社を割当先とすることが最適であると判断いたしました。また、権利行使により同社が取得した株式が投資家へ譲渡される場合において、同社の有する幅広い顧客層から当社株式への需要創出が期待されることも同社を割当先に選定した理由の一つです。

Q13. : ファシリティ契約の内容を教えてください。

A: ファシリティ契約は、本新株予約権発行後の権利行使について当社と新株予約権者である大和証券 SMBC 株式会社との間で締結する予定の契約です。契約期間（平成 20 年 1 月 4 日より平成 21 年 12 月 4 日まで）中において、当社は任意の時点で新株予約権者へ行使可能期間および行使可能個数を通知することができ、新株予約権者は原則として発行会社による行使可能通知なく権利行使を行うことはできません。従って、新株予約権者は当社による行使可能通知を受けた場合に、指定された行使可能期間および行使可能個数の範囲内で、新株予約権者自身の裁量により権利行使を行うことができますこととなります。本契約を締結することで、資金の需要状況および株価水準等を勘案しつつ、権利行使の程度とタイミングをおおよそコントロールすることが可能となります。

Q14. : ファシリティ契約の終了日から新株予約権の権利行使期間満了日の間の新株予約権者による権利行使はどのようになるのでしょうか？

A: ファシリティ契約の満了日の翌日以降権利行使期間満了日までは新株予約権者は任意に権利行使可能となります。

Q15. : 行使可能通知を行えば、権利行使は必ず進捗するのでしょうか？

A: 当社より行使可能通知を行った後、行使可能期間における権利行使は新株予約権者の裁量で行われるため、当社の株価動向等によっては権利行使が進まない可能性があります。また、未公表の重要事実がある場合等、一定の条件のもとでは当社による行使可能通知自体ができません。

Q16. : 下限行使価額を発行日株価終値の 50%とした理由を教えてください。

A: 万一株価が下落した場合であっても、自己資本の増強を可能とする選択肢を当社が保持できるようにするためです。なお、本新株予約権の行使の結果、発行される株式数の上限は、4,500 株と確定しておりますので、希薄化が想

定以上に拡大することはありません。

Q17. : 株価が下落した場合には本資金調達に対しどのような影響がでるのでしょうか？

A: 株価が下落した場合には新株予約権者による権利行使が進まない可能性や調達額が想定より小さくなる可能性があります。また、本新株予約権発行後、5連続取引日にわたり、当社株価終値が下限行使価額を割り込んだ場合、当社は新株予約権1個あたり42,100円で新株予約権の全部を取得いたします。

Q18. : 新株予約権の発行時に受け取る発行対価の財務諸表上の取扱いはどのようになるのでしょうか？

A: 新株予約権の発行対価は純資産の部に計上されます。

Q19. : 貸株・空売り等が行われるのでしょうか？

A: 本新株予約権の割当予定先である大和証券 SMBC 株式会社との間で、つなぎ売り等（※）以外の目的で借株を行わない旨を合意する予定であります。

（※）つなぎ売り等とは、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で、投資家へ譲渡した株券の受渡しに借株を充当する一連のオペレーションのことを言います。

Q20. : 新株予約権者による権利行使の結果、発行される株式の当社株式の需給バランスに与える影響はどのようになるのでしょうか？

A: 割当予定先である大和証券 SMBC 株式会社は、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、また、同社の有する機関投資家（※）等の幅広い顧客層からの当社株式への需要創出が期待されることから当社株式の需給バランスへの影響に十分配慮したオペレーションが可能であると考えております。

（※）機関投資家とは株式や債券などで資金を運用することを業務とする法人のことを言い、生命保険会社、損害保険会社、信託銀行、投資信託会社、年金信託、商業銀行などのことを指すのが一般的です。当社は、機関投資家が比較的長期で株式を保有する傾向があると考えており、従前より個人投資家だけでなく機関投資家に対しても積極的な IR 活動を行っております。

以上